

議案第 5 1 号

市川市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

市川市消防長及び消防署長の資格を定める条例を次のように定める。

平成 2 6 年 2 月 1 7 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市消防長及び消防署長の資格を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号）第 1 5 条第 2 項の規定に基づき、消防長及び消防署長の資格を定めるものとする。

(消防長の資格)

第 2 条 消防長の資格は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- (1) 本市の消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防局の課長以上の職に、1 年以上あったもの
- (2) 本市の行政事務に従事した者で、市川市行政組織条例（昭和 4 9 年条例第 3 9 号）第 2 条に掲げる部の長の職その他これと同等以上と認められる職に、2 年以上あったもの

(消防署長の資格)

第 3 条 消防署長の資格は、本市の消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令長以上の階級に 1 年以上あったものであることとする。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における消防組織法の改正により、消防長及び消防署長の資格を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。